

日 時：令和8年3月25日（水）13:00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、小笠原委員、宍戸委員、
新保委員、藤井委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、稲垣審議官、戸梶総務課長、香月参事官、

日置参事官、片岡参事官、澤田参事官

○戸梶総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第353回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は四つです。

議題1「独自利用事務の情報連携に係る届出について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 独自利用事務の情報連携に係る届出について、御説明いたします。

資料1の大項目1「独自利用事務の情報連携とは」を御覧ください。独自利用事務とは、番号法第9条第2項の規定に基づき、地方公共団体が条例で定めることで個人番号を利用することができる地方公共団体独自の事務をいいます。

また、同法第19条第9号の規定に基づき、独自利用事務のうち、委員会規則で定める要件を満たすと個人情報保護委員会が認めたものについては、他の行政機関等に特定個人情報の提供を求める情報連携を行うことが可能とされております。

この独自利用事務の情報連携に係る届出について、委員会規則で定める要件を満たすものとして、現在、1,498団体、13,201件の届出を委員会ウェブサイトで公表しております。

つづいて、大項目2「独自利用事務の情報連携に係る届出について」を御覧ください。この度、地方公共団体から提出されました令和8年10月から開始される情報連携に係る届出について、委員会規則で定める要件を満たすか確認いたしました。

その結果、112団体から新規の届出が169件、利用特定個人情報の追加等を行う変更の届出が59件、事務の廃止等に伴い情報連携を取りやめる中止の届出が43件の、計271件の届出がございました。

当該届出について、委員会規則で定める要件を満たすことを認め、委員会規則に基づき、内閣総理大臣へ通知したいと考えております。

なお、今回の届出に係る内閣総理大臣通知後の届出の総数については、届出団体数が1,509団体、届出件数が13,327件となります。

御説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について御質問、御意見を願

いたします。

どうぞ。

○藤井委員 ありがとうございます。

こういうものは非常に重要だと思うのですが、中止の届出というものは、理由は分かっているのですか、ということが第1点目。

それから、これは届け出て認められたものが委員会規則で定める要件を満たしていると言いながら満たしていなかったと分かった場合に、その届出を認めないということもできると考えていいのですか。

○手塚委員長 事務局、どうぞ。

○片岡参事官 中止届の理由ですが、主な理由は、該当する事務が準法定事務になりましたので、こちらに移行するというものが多数ございました。したがって、サービスを停止するとか、そういったことではございません。

また、我々は届出を多数受け付けておりますが、事務局において要件を満たすか否かを十分に精査した上で受け付けるものとし、要件を満たしていないものについては受け付けることなく、改めて提出していただくなどの対応を行っております。

私からは以上です。

○手塚委員長 よろしいですか。

○藤井委員 はい。

○手塚委員長 ほかにございますでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、地方公共団体から提出された届出書について、委員会規則に定める要件を満たすものと認め、内閣総理大臣に通知したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

事務局においては、所要の手續をお進めください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「令和7年度定期的な報告（令和8年度実施）について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 令和7年度における特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告（令和8年度実施）について、説明いたします。資料2-1を御覧ください。

まず、「1 概要」についてです。根拠規定である番号法第29条の3第2項及び特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則に基づいて、毎年度、報告を求めるものとなっています。

対象機関は、各都道府県・各市区町村及び保護評価書を提出している教育委員会などの

地方公共団体等で、令和7年度は2,205機関から報告を受けております。

報告内容は、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じた措置に関する事項等です。

「2 令和8年度に報告を求める内容」についてですが、1点目は、安全管理措置の実施状況です。ガイドラインの安全管理措置の遵守状況を確認するため、昨年同様、規程等の整備、研修・監査の実施、ログの分析等の基本的な項目について報告を求めるものです。2点目は、委託及び再委託の実施状況についてです。令和8年度も令和7年度と同様、委託先の安全管理措置の事前確認、委託先・再委託先の監督、再委託の許諾等の6項目について報告を求め、改善状況を確認したいと考えております。

令和8年度の報告における変更点を御説明いたします。令和7年度の報告の集計結果を御報告した際に、番号法に基づく立入検査において、定期的な報告における報告項目以外の項目においても不備事項が認められているため、立入検査の結果を踏まえた報告項目の検討をしてはどうかとの御指摘をいただきました。

これを踏まえ、令和8年度の報告では、ガイドラインの遵守状況の把握の精度を高めるため、立入検査の指摘事項の多かった「特定個人情報等を取り扱う区域の管理」の報告を求めたいと考えております。

「3 今後の予定」ですが、5月上旬に都道府県を通じて、各機関宛てに報告を求める通知を行い、7月中旬を報告の期限としたいと考えております。

つづきまして、今年度の定期的な報告を受けて実施いたしました、地方公共団体等に対するフォローアップの実施状況について説明いたします。資料2-2を御覧ください。

必要な措置が講じられていない各機関へ、フォローアップとして5項目実施しております。一つ目は、安全管理措置のうち、ログの分析等の項目において「令和7年度中に実施できない」と回答した86機関に対して個別に電話連絡をし、具体的な状況や未実施の理由などをヒアリングして、ログの分析を実施するためのアドバイスを行うなど、フォローアップを実施いたしました。

フォローアップの結果、多くの機関から、令和7年度中に「速やかにログの分析を実施したい」といった発言をいただきました。また、「令和7年度中に検討等が間に合わない」と発言のあった機関においても、令和8年度中に改善を行う旨の発言があったことから、昨年度に引き続き、フォローアップの効果があったものと認識しております。来年度調査における更なる実施状況の改善を見込んでおります。

二つ目は、委託及び再委託の監督が実施できていなかった機関への電話による個別フォローアップを実施いたしました。具体的には、「令和6年度中に確認していない」と回答した34機関に対して個別に電話連絡をし、具体的な状況や未実施の理由などをヒアリングして、委託・再委託先の適切な監督等を実施するためのアドバイスを行うなど、フォローアップを実施いたしました。

フォローアップの結果、前年度までは委託や再委託がなかったため、取りまとめ課の窓

口担当者が理解していても、委託契約をする担当職員まで認識が共有されておらず、監督が実施できていなかった機関がありました。そういった機関についても、令和7年度中に「原課が確実に実施したか確認したい」といった発言がありました。また、令和7年度にフォローアップを実施したタイミングで委託契約等が終了しており、令和7年度に改善ができなかった機関においても、令和8年度中に改善を行う旨の発言があったことから、来年度調査における更なる実施状況の改善を見込んでおります。

三つ目は、ログ分析等の項目及び委託先・再委託先の項目以外の各種安全管理措置の項目について「令和7年度中に実施できない」と回答した152機関に対して、安全管理措置を徹底していただくために参考資料として委員会公表資料等をメールにより提供しました。

安全管理措置の項目や対象機関数、提供した資料の一覧については資料のとおりです。

四つ目は、令和7年度から新設された報告項目のフォローアップです。令和7年度より、研修未受講者への受講確認状況及びログの分析等の実施頻度について、報告項目を新設しております。

研修未受講者の確認状況については、「受講の確認を行っていない」と回答した機関と、「一部未受講者がいる」と回答した機関に対して、委員会ホームページに掲載されている参考資料をメールで案内するとともに、研修未受講者に対して必要な措置を講ずることを促す注意喚起を行いました。

また、ログの分析等の実施頻度について、「不定期又は必要に応じて随時」と回答した機関に対しては、委員会ホームページに掲載されている参考資料をメールにて案内するとともに、定期的なログ分析等の実施を促す注意喚起を行い、「年1回～数回確認している」と回答した機関に対しても、同様に参考資料をメールにて案内し、ログ分析等の実施頻度の向上を促しました。

最後に、規程の整備が「未実施」と報告のあった機関に対するミーティングです。令和7年度の定期的な報告において、規程の整備を「未実施」と報告した自治体と個別にウェブミーティングで意見交換を行い、実態確認及び改善方針の共有を行いました。

規程の整備については、多くの自治体において、人員不足やノウハウ不足により対応が後手になっている実態が見られましたが、個人情報保護委員会ホームページに掲載している「地方公共団体等における保有個人情報等取扱要領等」をひな形として提示し、これに基づき取扱規程の整備をする旨、システム標準化の移行に合わせて規程の施行を準備中である旨などを確認いたしました。

説明は以上です。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いします。

よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては、所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「学校・PTAにおける保有個人情報の取扱いに関する検討結果の公表」について、事務局から説明をお願いします。

(内容について一部非公表)

○事務局 学校・PTAにおける保有個人情報の取扱いに関する検討結果の公表について、御説明いたします。

本件は、相談ダイヤルに多く寄せられているPTA関係の質問・苦情への対応として、公立学校における個人情報の取扱いの特性を整理し、留意すべきポイントをまとめた資料を公表するものです。

なお、これまで「自治会・同窓会等向け 会員名簿を作るときの注意事項」ハンドブックを公表し、PTAに対する民間規律の案内をしていたところですが、今回のリーフレットは公的規律を紹介する内容となっております。

公表後の対応としましては、個人情報保護委員会のホームページに掲載するほか、文部科学省を通じて、全国の教育委員会へ周知する予定です。相談ダイヤルや教育機関向けの研修でも積極的に周知・活用していきます。

こちらは公表予定のリーフレットで、対象は教育委員会、公立学校関係者、PTA関係者です。2部構成となっており、公立学校側のポイントとして公的規律を、PTA側のポイントとして民間規律を紹介しております。

幾つかのスライドについて御説明します。まず、資料2ページ。学校とPTAの間の個人情報のやり取りについて、現場の声を紹介しているものです。

注目していただきたいのが、右下から2番目の、学校とPTAとの間では、個人情報のやり取りを行っていないというケースもあるということです。資料としての中立性を担保する趣旨で、様々な事例を紹介しております。

7ページに移っていただいて、こちらのスライドは、X市の小学校においては地域の夏祭りイベントのためにPTAに個人情報を提供することを利用目的の範囲内とした一方、Y市の小学校においては、利用目的の範囲外として、利用目的のための提供ができないといったケースを示しております。

趣旨としては、個人情報の利用目的を定めて、その範囲内で取り扱う必要があるところ、具体的な取扱いが「利用目的の範囲内」であるか否かは、個別具体の事例に応じて決定する必要があるということをお理解いただくために例を示したものです。

8ページに移っていただいて、こちらのスライドは、利用目的以外の目的のために保有

個人情報を利用・提供できる例を紹介しております。

個人情報保護法においては、恒常的な取扱いとしては、利用目的として特定し、利用目的のための取扱いとすることを原則としているところですが、画面下の吹き出しにありますとおり、PTAに生徒等や保護者の個人情報を提供する行為は、全て「学校の業務」外であり、利用目的以外の目的のための提供であると整理して、「本人の同意」が得られた場合に限り、PTAに情報を提供している学校もあるという例も紹介しております。

11ページを御覧ください。こちらは、保護者から「同意していない」と指摘を受けた場合に、どのように説明をすればいいのですかという質問に答える形で、公的規律においては、「利用目的」のために保有個人情報を利用・提供する場合については、本人同意は要件とはならないという旨を紹介しております。

また、利用目的を特定せずに個人情報を取り扱うことは法違反であることや、保護者の理解を得るためにも、日頃から利用目的を周知しましょうといった案内をしているところです。

12ページに移っていただいて、第2部においては、個人情報取扱事業者となるPTAに適用される民間規律をピックアップして説明しております。

内容は、「自治会・同窓会等向け 会員名簿を作るときの注意事項」ハンドブックの内容をコンパクトにしたものです。

最後に、17ページに移っていただいて、注意書きとして、本資料は公立学校が保有個人情報をPTAに提供する際に、個人情報保護法上、気を付けるポイントを、具体例を挙げて説明したものである旨、記載しております。

説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について御質問、御意見を願います。

どうぞ。

○新保委員 学校における個人情報の取扱いについては、これまでも「過剰反応」と「過小評価」ということが問題となってきたと思えますけれども、特に名簿については、「過剰反応」の典型として、例えば、過去にも平成23年3月に内閣府から公表された「個人情報保護に関するいわゆる「過剰反応」に関する実態調査報告書」において、学校のクラス緊急連絡網が作成できず、災害時やトラブル時の連絡に支障が生じているという実態が報告されておりました。この実態調査から15年以上が経過した現在においても、同様の問題が依然として生じているという状況があります。

文部科学省が昨年公表しました「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き（第3版）」というものがありますけれども、こちらでも、学校がクラス緊急連絡網を作成し、クラスの保護者に配付しようとしたところ、保護者から、「個人情報保護の観点から不適切ではないか」と意見が寄せられたという事例が示されております。

教育委員会、公立学校においては、これまで地方公共団体の個人情報保護条例に基づい

て個人情報を取り扱ってきたわけですけれども、令和5年4月の個人情報保護法の官民一元化施行により、個人情報保護法に基づく義務が直接適用されることとなっております。

この制度変更から時間が経過した現在でも、いわゆる「過剰反応」が生じているという現状があります。また、PTA側においても個人情報取扱事業者に該当することを認識し、「自治会・同窓会等向け 会員名簿を作るときの注意事項」ハンドブックも参照するなど、個人情報の適正な取扱いと保護について正しい理解が求められております。

この後、新年度、そして新学期の開始とともに、学校の活動が活発となる中で、PTAの支援は学校運営において重要な役割を果たしております。こうした場面において、個人情報保護法を理由として必要な個人情報の取扱いが妨げられた場合、児童・生徒の不利益、保護者を始めPTA関係者の負担増、そして学校の運営・活動への支障といった問題が生ずるおそれがあります。

このことから、その対応のための分かりやすい説明が求められていることから、関係各所への周知とともに、新年度に寄せられる保護者等からの相談にも適切に対応していただきたいと思っております。

以上です。

○手塚委員長 どうもありがとうございます。

よろしいですか。

ほかはございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

事務局においては、所要の進め方を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と、当該資料に係る議事録、議事概要の部分を準備が整い次第、委員会のホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

議題4「監視・監督について」、事務局から説明をお願いします。

(内容について非公表)

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。